

令和6年2月13日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和6年2月13日 午後2時00分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和6年2月13日 午後3時33分

3 委員氏名

(1)出席者

中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将	長崎 隆児
松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子	西 孝則
村山 令子	元満 壽次	渋田 佳規	安武 昇
吉住 勝実	仁部 誠二	薄 隆太	宮本 重和
村山 安廣	池見 直喜		

(2)欠席者

渡 孝志	高原 尚広
------	-------

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太郎
係	長井 啓子
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断

報告第1号 農地法第4条（届出）

報告第2号 農地改良届の受理

報告第3号 農地法施行規則第29条の規定による転用許可不要届出

報告第4号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理

報告第5号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後 2 時 00 分開会

○事務局長（██████君） それでは、令和 6 年 2 月定例農業委員会開会の前に出席委員の確認をいたします。

本日、███会長、████委員から欠席の連絡を頂いており出席委員数は 18 名、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、委員長の指名でございます。

███会長、御欠席のため、以降の議事進行につきましては████副会長、よろしくお願いいたします。

○議長（██████君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中、本日は出席していただきまして、本当にありがとうございます。本日の審議、古賀市の農業振興のために、できる限りのいい方向での審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

.....

○議長（██████君） それでは、本日の議事録署名に、████委員、████委員、よろしくお願いいたします。

.....

○議長（██████君） 審議に入ります。

日程 1、議案第 1 号農地法第 3 条、事務局、説明をお願いいたします。

○係（██████君） それでは、農地法第 3 条の許可申請、申請番号 2 の 20 について御説明いたします。

今回の申請は、農地法 3 条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。譲受人は、現在、年齢 78 歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は約 8 年と伺っております。

農業経営状況としましては、水稻の栽培を行っておられます。所有する農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の 2 ページを御覧ください。

今回の申請地は、井堀池の西側に位置する斜線部の 1 筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、水稻の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（██████君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。

何か、質問、意見がございましたら。安武委員。

○委員（██████君） 譲受人は、前回も農地を購入されましたけど、こういう78歳で新たに農業を始められたということは、年齢は問題ないとしても、新規就農者としての扱いはしないんですか。

○議長（██████君） 事務局。

○係（██████君） 年齢については、御本人、御高齢ではあるかと思うんですが、息子さんたちと一緒に農業をしていくということで申請書は頂いておまして、新規就農であるかどうかということについて、新規就農の補助金をもらう場合は、年齢の制限が原則50歳未満でないといけないなどの要件がありますので、そういった方向での支援はないのかなと考えております。

○委員（██████君） 新規就農される方は、私ども委員のほうで、一応どういう意向で始められるのかお聞きするんですけど、こういう方に関しては、どういう思いで、この農業に参入されているのかなというのが、ちょっと不可解な部分があるものですから、そういう場はないんですね、こういう方には。

○議長（██████君） 事務局。

○係（██████君） そうですね。今回についてはございません。

○委員（██████君） 分かりました。

○議長（██████君） よろしいですか。ほかに質問、意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████君） ないようですので、採決を採らせていただきます。賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（██████君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（██████君） それでは、申請番号2の21、説明をお願いします。

○係（██████君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号2の21について御説明いたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。譲受人は、現在、年齢75歳で、経営面積はゼロではございますが、御家族で古賀市内において家庭菜園的に農業をされていると伺っております。経験年数は15年程度と伺っておりまして、かんきつ、露地野菜等の栽培を行っておられます。

所有する農機具はトラクター、耕運機、草刈り機等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページを御覧ください。

今回の申請地は、古賀浄水場の西側に位置する斜線部の2筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、かんきつ、露地野菜の栽培を行っていきたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたけど、質問、意見はございますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 私のほうから。

去年の4月に法律が変わりまして、農業をしている方じゃなくても農地の購入が可能になったんですよ。

○係（ 君） そうですね。

○議長（ 君） 危惧されるのは、やはり、これ投資目的とか、いろいろそういうところが懸念される場所もあるんですが、ここを、何か事務局のほうでは、そういう事項に関して質問をされたりとか、聞き取りをされたりということはあるんですか。

○係（ 君） こちらの譲受人の方なんですけれども、こちらの申請地のすぐ西側に隣接するところが御自宅にございまして、御家庭の付近で今まで家庭菜園的に、別の場所でおこなっていたのですが、そこが使えなくなったということで、今回譲渡人の方とのお話合いの中で、こちらの農地を使われるということで伺っておりますので、今までもこの周辺で作ってきたところで、投資的な目的ではないのかなと判断しているところでございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに質問、意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決を採らせていただきます。賛成される農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、日程2、議案第2号基盤強化法第19条について、申請番号の2の152から続けて説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第2号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法の一部改正をする法律附則第5条第1項により、市町村は農業委員会

の決定を得て農用地利用集積計画を定めることができるとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で1件、更新で1件の申出がっております。

4ページを御覧ください。

申請番号2の152、米多比にある1筆で、面積1,103m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。

令和6年2月20日から令和10年12月末までの貸し借りとなっております。

次に、申請番号2の153、米多比にある1筆で、面積1,484m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。

令和6年2月14日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

申請番号2の153については、更新案件となっております。

最後に、新規の利用権設定については、全て区域委員の署名捺印を頂いておりますことから審議で受理しております。御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。

質問、御意見がございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決を採らせていただきます。賛成される農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

○議長（ 君） 続きまして、日程3、議案第3号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、事務局、説明お願いいたします。

○係（ 君） 議案に入ります前に、 副会長が関係者となりますので、すみません。外のほうでお待ちいただきますようお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係（ 君） この議案の進行につきましては、 副会長、お願いいたします。

○議長（ 君） 副会長に代わりまして、議案第3号の審議に入りたいと思います。事務局、説明願います。

○係（ 君） それでは、議案第3号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について御説明申し上げます。

議案書は5ページから16ページにわたっておりますが、まず、別紙の議案第3号、別紙とい

うものを御覧いただきたいと思います。

令和5年度の非農地決定に至る経過について、この表を基に御説明申し上げます。

農業委員会による農地パトロールを行いまして、農地パトロール時点で赤区分と判定されたものが、表の一番左側でございます。各農区ごとの筆数、面積は、御覧のとおりでございます。全体で228筆、約16haでございます。

この赤区分について、各農区に非農地決定に係る農区意見書という形で農区意見を聴取しました結果が、表左側の次の欄になります。

赤区分については、各農区の判断によります赤区分については、149筆、約10haについて非農地としても問題ないという回答を受けているところでございます。

次に、各農区から赤区分相当の意見が出された筆につきまして、農地所有者のほうに非農地決定に関する意向の確認についてという形で、非農地にする意向確認調査を行ったものがその次にございます。

行いました結果、所有者が非農地とはしないよという回答を得たものが7筆、7,109m²、70aが、所有者が非農地とはしませんという回答を得ております。

それ以外に、所有者が非農地としてもよろしいという形で回答されたものが55筆、46,075m²でございます。

それから、その相中に書いております、所有者からの返信がなかったもの、もしくは住所不明で連絡がつかなかったものというものが87筆、約500aでございます。

以上の結果から、非農地決定に当たりましては、本年度から方針を変更しまして、所有者意向をかけた際の「しないよ」という返事がある分、「緑にならないよ」という返事があったもの以外については、非農地として議案を上程させてもらっているところでございます。

以上から、今回議案として上程している分が142筆、約9.6ha、内訳としましては、登記簿上の注目が、田であるもの8筆、5,002m²、それから畑であるものが116筆、82,296m²、山林であるもの15筆、7,232.56m²、原野であるもの3筆、1,585m²、合計の142筆、96,088.56m²、以上の対象者としては81名という形になっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。

質問、意見がございました方はお願いいたします。 委員。

○委員（ 君） この件と余り変わりはないんじゃないかと思われるのが無断転用ですよね。長いこと無断転用されているところが非農地にはしてもらえないという条件のところと、農地を荒らせば非農地にできるというところが、どんな違いが出てくるのかなという。なぜそういう状況で、これは勝手に、農転と農地外という状態にされるのかなというのがちょっと気

になります。いかがでしょうか。

○議長（ 君） 事務局、お願いいたします。

○係（ 君） ただいまの 委員の御質問に対してお答えいたします。

まず、今回の非農地判断につきましては、所有者が別のものに転用しようという意図的に行ったものとしては考えていません。これまで手をつけることができなくて、山林化したものを主に非農地判断ということで、農地パトロールの結果、赤判断ということで出させていただいております。

違反転用につきましては、所有者の方が、もっと意図的に農地であることを知りながら、または知らなくてということもありますけれども、別の用途に変更されたもの、そういったものを違反転用というふうな形で我々は言っております。

違反転用の場合に、非農地証明ということを出すことも議案の中でございます。それはどういったものかという、過去の農業委員会の中で話し合ってきたのが、少なくとも20年以上、宅地と家が建っているとか、そういった状況が20年以上続いていて、そして現況に戻すことが現実的ではないというものに限って非農地証明というふうな形で、後ほど追認するというような形を取っているものでございます。

そういった違いが、今回の非農地判断と非農地証明に違いがあるのではないかというふうに事務局では考えております。

以上です。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 違反転用の部分に関しても、親の代からそうだったから、自分は知らないという状況ではあると思うんだけど、農地を荒らして非農地化できれば、「荒らしておけばそのうち非農地になるよ」という考え方を持った人がおられるということも前提に入れとかないかんじゃないかなという気がしますけど、いかがでしょうか。

○係（ 君） 今の御質問にお答えします。

一応、我々は段階的に農業委員さんのほうで赤判定となった部分について、地元の農区の意見を尊重するという形から、農区意見を通ったものについて、所有者のほうの意向調査をかけております。

基本的に所有者の回答が得られなくても、地元農区さんのほうは、「これは非農地に相当するよ」という判断をもらったというところで、このような形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（ 君） どうぞ。

○係長（ 君） 補足をさせていただきます。

今回の結果につきましては、毎年の毎年行われる農業委員さん、最適化推進委員さんのパトロールの結果によってしているものでございまして、基本的に毎年見ていただいておりますので、経年の経過というのは、農業委員さん、御存じなのではないかなというふうに思っております。

非農地、山林化していくものについても、今、いろんな事情があるものがあるかと思います。昔はミカンの畑を、かなり山の奥のほうまで作っておられていて、ミカンとしての経営がなかなか難しくなってきたので山林化してきた。そういったものも多くございまして、そこを改めて農地に戻していくというのは、なかなか現実的な話でもございませぬので、そういったものにつきましては、今回のような形で、もともとの山に戻していくという判断も必要ではないかなというふうに思っておりますし、そうではなくて田地、もともと水田があったところを、あえて山林化されていくような様子がある場合は、そこはやはり皆さん慎重に、そのの現地を確認して行って、そこを非農地にするかしないのかという判断はしていく必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） わかりました。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 意向調査への返信のない分も、全部、非農地決定してしまうということですか。

○議長（ 君） 委員の今の皆さんへのお話は、この右から3行目の所有者返信なし87筆、この分について、もとの文書には、返信なしの場合も非農地として取り扱いますと意向調査にはそんなふう書いてあります。

返信がなかったから本人の方が知らないとか、そういうことじゃなしに、意向調査の文面には必ず書いてあったということでございます。

それで、皆さん、この案件についてどのようにお考えかというようなことでございますので、御意見があります方はお願いいたします。 委員。

○委員（ 君） 結局、その本人もどうしていいかわからないんじゃないかなと思うんです。荒れているから判断がつきにくいんじゃないかと思うんです。私たちも、一応聞くのは聞くけど、どうしていいのかわからないという返事が多いですね。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかの委員さんの方で、どのような意見がございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） じゃあ、私のほうからちょっと付け加えて、今後登記が終わった後なんです。法務局は個人宛に「原野、山林になりました」という通知を行います。当然、この返信の

ない方々にも通知が行くというようなことのシステムです。

その場合において、自分の考え間違いだったとか、自分がそのように思ったらんやっただとか、もし事務局のほうに報告があった場合は、今回初めての事務改善でございますので、委員会のほうに報告していただいて、またそれを見直すとか、やり直すとかいうような検討の材料にさせていただきたいと思います。

今回、このようにやってみようということでございますので、このように総会のほうにかけております。

申し上げますと古賀市は丁寧に、この判断はしてあると思います。もともと農業委員の複数名で、この非農地決定はできるという法解釈でございますので、区の状況とか本人に確認するとかいうようなことを丁寧にしておるといようなやり方だと私は思っております。

それで、もし問題点があったら、その後の改善方法をまた再度検討するというところで報告していただきたいと思います。私からの意見でございます。

よろしいですか。じゃあ、ほかに御意見ございましたら、ありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 採決を採らせていただきます。賛成される委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手10／10名〕

○議長（ 君） 全員賛成でございます。

これで終わります。

午後 3 時 33 分 閉会
